

サーティファイ著作権検定委員会主催セミナー

知的財産戦略推進事務局が目指す 「知財創造教育」について

平成29年10月17日

知的財産

(知的財産基本法第2条第1項より抜粋)

人間の創造的活動により生み出されるもの

事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの

事業活動に有用な技術上又は営業上の情報



新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力のある経済社会を実現する

(知的財産基本法第1条より抜粋)

1

人工知能に代表される技術革新

2

モノ以外の豊かさによる価値の創出

3

構想力が事業における競争力の源泉に



社会や産業の構造が
大きく変化しようとしている

1 人間にしかできない発想をする力

2 共感や体験を伝えたり提供したりする力

3 持続的な価値創造の仕組みを作る力



大人(先生)が
引き出す！

子どもたちが既に持っていたり、
潜在的に持っていたりするものではないか

新しい創造をする
(「いいな」を思い描き実現する)

創造されたものを尊重する
(他人との違いを認め尊重する)

理解
させ
育む

社会
を豊
かに

(※) 現在、「知財創造教育」の体系化に向けた検討を行っており、表現が変更される場合があります。



- 国が知財創造教育の必要性等を示すとともに、各地域で知財創造教育を実施するための枠組み作りを支援
- 各地域では、その枠組みも活用して地域社会と連携しつつ現場の先生が工夫して知財創造教育を実施

知財創造教育推進コンソーシアム

(2017年1月設立)

共同会長

松山政司 知的財産戦略担当大臣
出口利定 日本教育大学協会 会長
金子眞吾 経団連知的財産委員会 委員長

- 教育関連団体(教育委員会連合会、校長会 等)
- 民間団体(経団連、日本知的財産協会、日本弁理士会 等)
- 報道機関 ○関係府省 ○関係独立行政法人

「知財創造教育」の
体系化

プログラム(題材)の
収集・作成

検討スケジュール

「地域コンソーシアム」の
支援

2017/04

2018/04

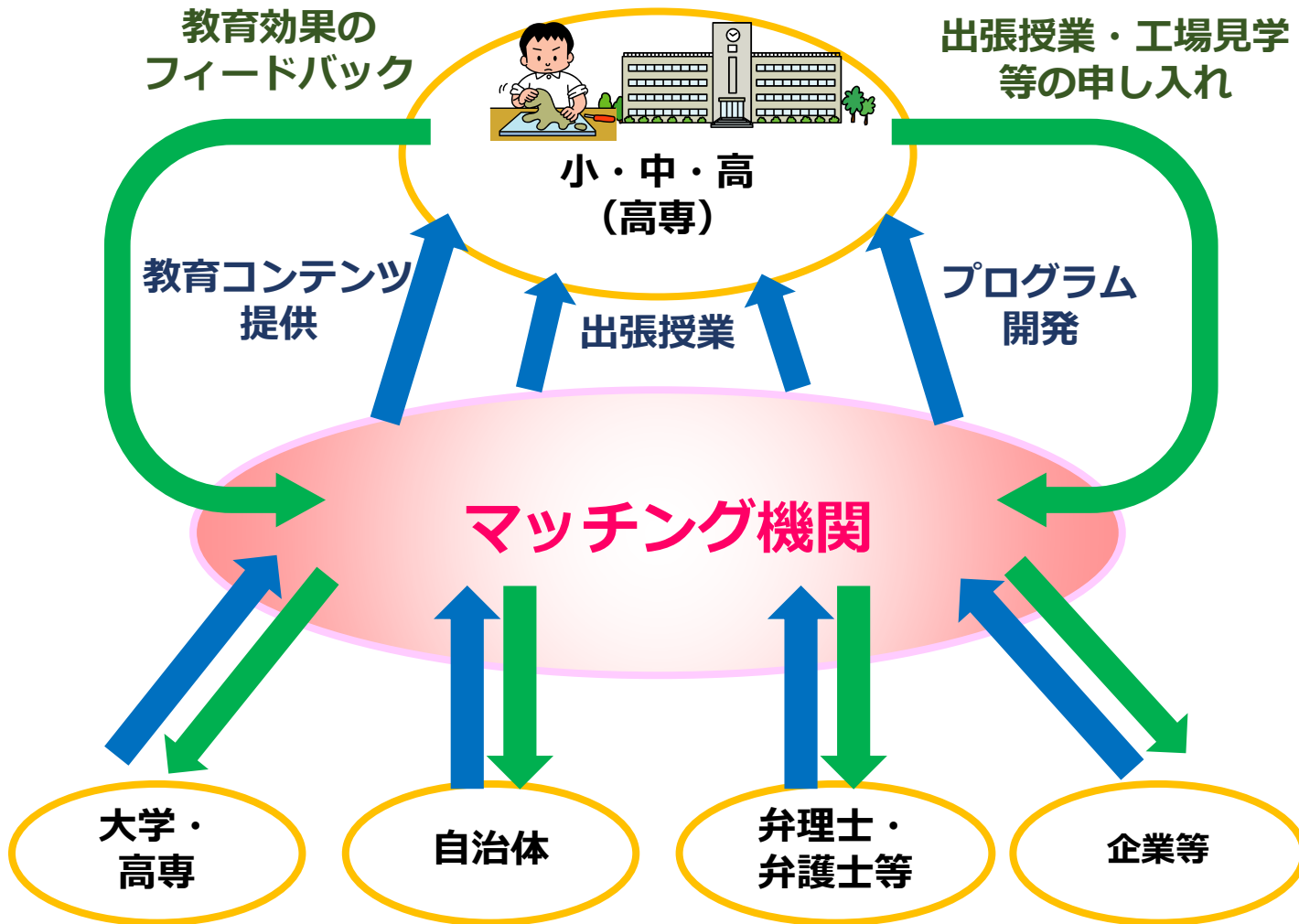
2019/04

2020/04

2021/04

6

地域コンソーシアムの構成イメージ



(知財創造教育コンソーシアム検討委員会(第1回)資料2から抜粋)

知財創造教育に関する知財本部でのこれまでの取組については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyoiku.html>